

戸別所得補償制度モデル対策

関係資料集

農林水産省

目 次

1. 大臣談話	……	1
2. 戸別所得補償モデル対策PR版	……	3
3. 戸別所得補償モデル対策PR版（関連資料）	……	6
4. 戸別所得補償モデル対策の骨子	……	14
5. モデル対策に関する論点について	……	27
6. 平成22年産米の都道府県別の生産数量目標	……	35
7. 生産数量目標の配分に当たって留意していただきたいこと	……	37

大臣談話

農業の立て直しと食と地域の再生に向けて

平成21年12月22日
赤松農林水産大臣談話

本日、22年度に実施する戸別所得補償モデル対策の骨格が固まりました。これは、戸別所得補償制度による農政の大転換の第一歩となるものです。

我が国農業・農村は、農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあります。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的です。

このモデル対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあります。そのため、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行うことにしております。

これら2つの対策を合わせて総額5,618億円の予算を確保しました。この対策は、農政を全く新しい段階に導く歴史的な意義を持つものであると考えます。

まずは、連年にわたり米価下落に対して有効な政策的手当がなされなのまま推移した農政に対して、すべての販売農家を対象に直接所得補てんを行う措置が導入されます。これは決してバラマキを行って不効率な農業構造を温存するものではありません。標準的な生産費を算出して、農家手取りの岩盤補償を全国的に行うものであり、効率的な経営を行うほど報われる仕組みとなっております。これにより、すべての農家が経営発展のための取組を公平に行う環境が整うこととなります。

次に、過去40年にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整政策について大転換が図られます。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦・大豆等の助成金を交付する、いわば、麦・大豆等の生産規制を行うという手法で進められてきました。一方で、それだけでは十分な効果が得られないために、生産調整に参加しない方に対して、様々な形で差別的な扱い、ペナルティ的な扱いが行われてきました。今後は、米の需給調整は米のメリット措置により実効を期し、麦・大豆等の生産は規制から解放されることとなります。40年ぶりの農政の大転換が行われるわけです。

年明けからは、農家の皆さんに対する米の生産数量目標の配分が、多くの市町村で始まります。どうかこの大転換の意義を十分認識され、地域でよく話し合って、これまでのようなペナルティ的な取扱は是非なくしてもらいたい、できる限り多くの農家の方々が喜びをもって新しい農政に参加していただきたいと存じます。

農林漁業の立て直し、食と地域の再生は、今まさに第一歩を踏み出しました。今後の本モデル対策の効果を十分に検証し、23年度からは本格的な戸別所得補償制度を導入していきます。また、新しい付加価値の創造を支援し、農山漁村の6次産業化を推進するとともに、食の安全・安心を確保します。

これらの施策を重点的、効果的に進めることにより、欧米諸国がそうであるように国民の皆様が食と緑を大切に思い、適切に位置付けられる国づくりを目指して努力していききたいと存じます。

戸別所得補償モデル対策PR版

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

I 戸別所得補償制度が目指す方向

食料自給率の向上は、我が国の主要課題。

- 食料の輸出禁止や暴動をもたらした世界的な食料需給構造の変化、飢餓人口の増加など、自給率向上の必要性は高まっている。
- 平成22年春に策定する食料・農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

- 日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持っている。
(10アール当たりカロリー生産性が日本は欧米の2~3倍)
- 水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。

米の需要が減少する中、自給率を向上させるためには、米以外の作物の生産を増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

Ⅱ 平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
- ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成を内容とする対策を実施し、23年度からの本格実施への円滑な移行に資する。

1 自給率向上のための戦略作物等への直接助成

水田利活用自給力向上事業【2,167億円】

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国統一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

(1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)	別途経営所得安定 対策による助成
麦	35,000円	40,000円
大豆	35,000円	27,000円
飼料作物	35,000円	—
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円	—
そば、なたね、加工用米	20,000円	—
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円	—
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円	—

(2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とする。

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業【3, 371億円】

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施する。

(1) 交付単価

定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

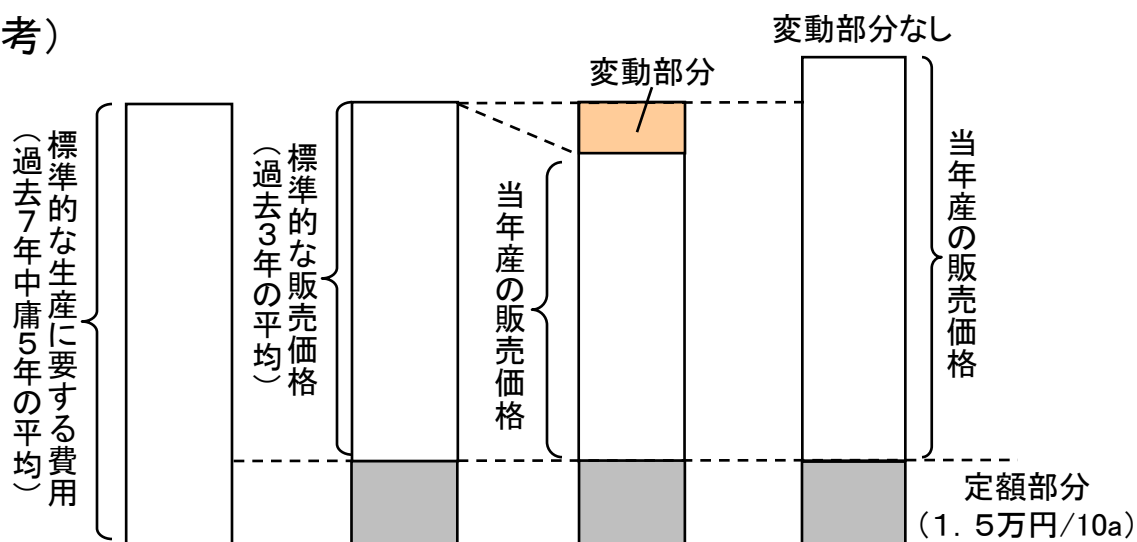
(2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

(2) 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。

関連資料

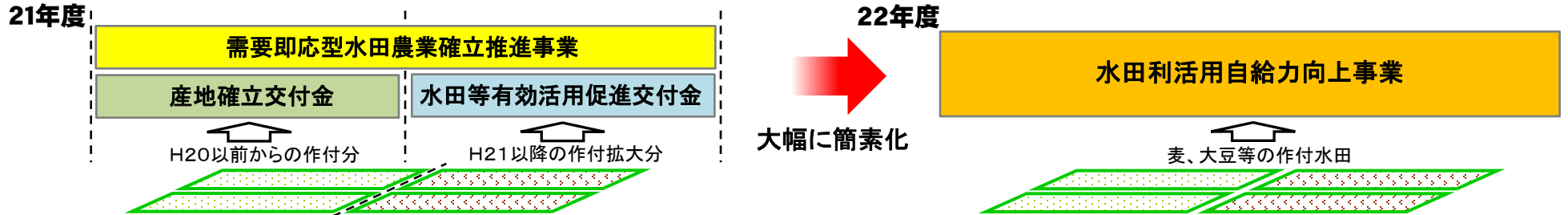
- 1 自給率向上事業の概要
(参考1)水田利活用自給力向上事業による農家の収入
(参考2)「二毛作助成」の扱い
- 2 米のモデル事業の概要
- 3 戸別所得補償制度推進事業の概要
- 4 自給率向上を図る上でのポイント

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し (イメージ)



事業の仕組み

① 交付金単価

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**(**その他作物を除く**)で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

② 交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- ① これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- ② 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付(その他作物を除く)。
- ③ その他作物に対する交付は、単価(10,000円/10a)に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- ④ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑤ 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付。(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

(参考1)

水田利活用自給力向上事業による農家の収入（10a当たりイメージ）

（単位：千円/10a）

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得 安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③ +④	経営費 (副産物価額差引) ⑥	所得 ⑤ - ⑥
			うち 成績払						
小麦(田)		12	40	13	35	—	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	—	83	42	41
米粉用米	42	25	—		80	—	105	62	43
飼料用米	20	9	—		80	—	89	62	28
[わら利用の場合]	20	9	—		80	13	102	62	41
主食用米		106	—		—	—	106	80	26

注1) 販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg: 現物弁済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。

注2) 単収は、米粉用米530kg/10a(水稻の平年単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。

注3) 流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。

注4) 主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。

注5) 経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。

注6) 飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。

注7) 面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

(参考2)

「二毛作助成」の扱い

二毛作助成（1.5万円/10a）の対象作物については、食料自給率の向上を図る観点から、麦・大豆等の戦略作物の組み合わせによる二毛作を対象とする。（野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象から除く。）

二毛作助成単価

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・主食用米	+ 麦	(米モデル事業)	+ 1.5万円
・大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・大豆	+ 野菜	3.5万円	+ -
・麦	+ そば	3.5万円	+ 1.5万円
・麦	+ 野菜	3.5万円	+ -
・米粉・飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・米粉・飼料用米	+ 野菜	8万円	+ -
・野菜	+ 野菜	1万円程度	+ -
		(地域単価)	

二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
・米粉・飼料用米	+ 米粉・飼料用米	8万円	+ 1.5万円

稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦+大豆・そばを翌年産としてカウント(収穫年で整理)する。

作付のパターン		交付金額(円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹作物	二毛作物
(当年産)主食用米	-	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

(当年産)米粉・飼料用米	-	8万円	
(翌年産) 麦	+ 大豆	3.5万円	+ 1.5万円

※ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を別途交付。（21年度の全国平均で小麦約4万円、大豆約2.7万円）

(参考)

戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米をいう。

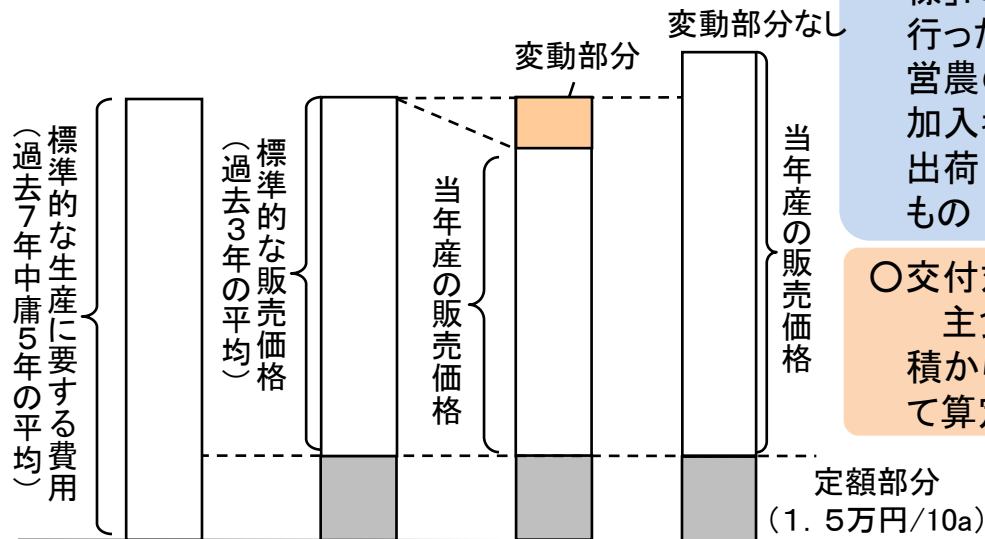
2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定



○交付対象者
米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

○交付対象面積
主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- ② 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- ⑤ 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

3 戸別所得補償制度推進事業の概要

76億円

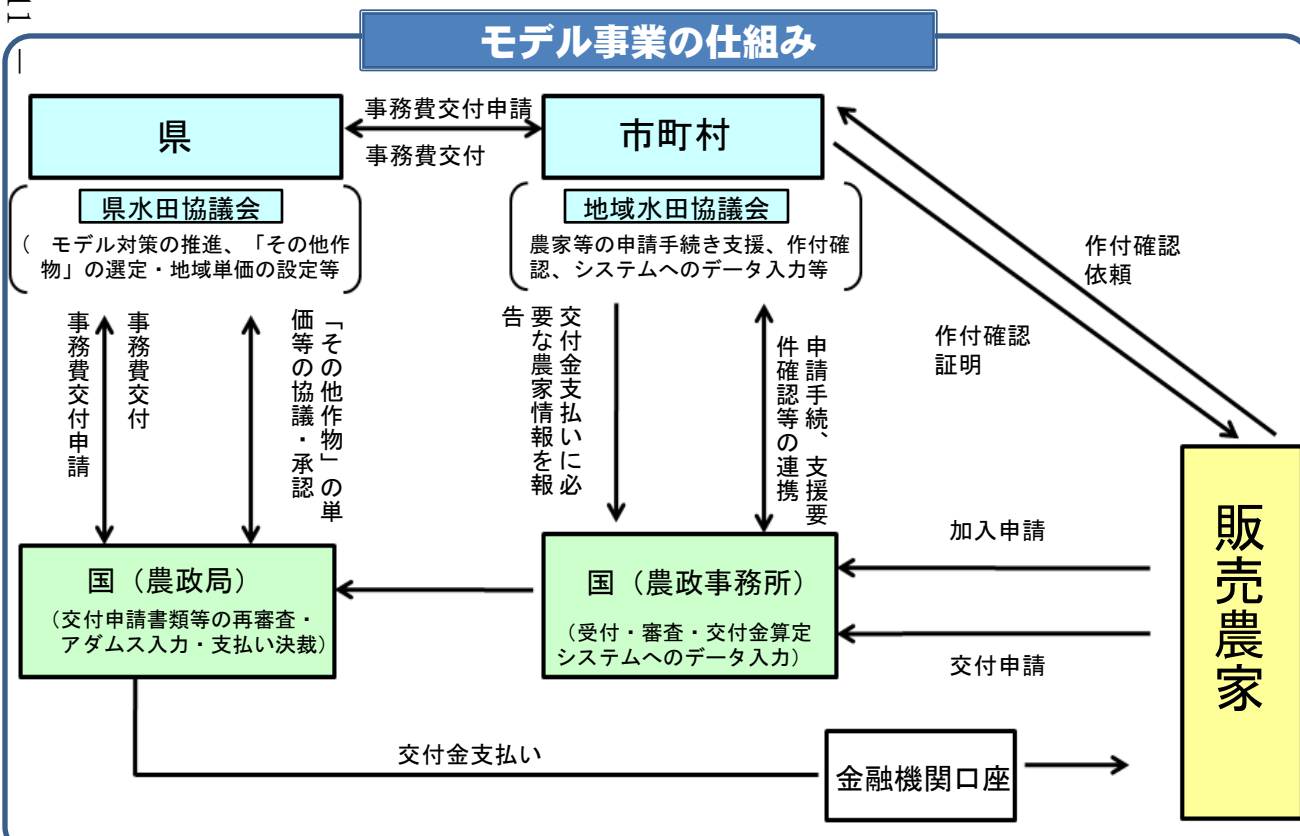
戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要な、システム開発や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う都道府県や市町村等に対し必要な経費を助成する。

＜都道府県、市町村段階＞ 制度周知のための説明会の開催、実施計画書の配布・回収・記載内容の電算処理、作付確認等の事務に要する経費を助成する。

＜国段階＞ 制度周知のためのパンフレット等の作成、説明会の開催、交付申請から直接支払事務の執行に必要な入力システム開発や臨時雇用などの体制整備を行う。

モデル事業の仕組み

推進事業のポイント



- ①都道府県段階**
 - 市町村段階に対する説明会、指導・助言事業の推進 (本格実施準備分含む)
 - 水田利活用自給力向上事業の「その他作物」の地域単価の設定
 - モデル事業効果検証アンケートの集計 等
- ②市町村段階**
 - 農業者に対する説明会及び現地指導 (本格実施準備分含む)
 - 実施計画書の配布・回収、データ入力 (雇用人件費)
 - 作付状況の現地確認
 - 農政事務所に提出するデータ出力のための既存システムの修正
 - モデル事業効果検証アンケートの配布・回収及び入力 等

(①②の交付先は、県又は県水田協議会(地域で選択))
- ③国段階**
 - モデル事業の普及啓発
 - 直接支払に伴う入力事務
 - 直接支払に伴うシステム開発 等

4 自給率向上を図る上でのポイント

- 食料自給率の向上の要となるのは、水田を生き活きと活用して、主食用米以外の作物の増産を図ること。そのためには、米の需給調整を効率的に進めつつ、水田作の麦・大豆の単収向上、麦の二毛作の飛躍的拡大、不作付水田における飼料用・米粉用米の作付拡大等に取り組む必要。
- こうした課題に着実に取り組むためには、水田における麦、大豆等の作付拡大を目指した「水田利活用自給力向上事業」とセットで、「米戸別所得補償モデル事業」により米を対象とした所得補償を実施し、「水田農業の担い手」の経営を支える必要。



裏作麦約5万ha

- ・ 米の需給調整の推進
- ・ 稲作農家の経営安定

- ・ 単収の向上
- ・ 二毛作・水田裏作の飛躍的拡大

- ・ 単収の向上
- ・ 不作付地での作付拡大

- ・ 不作付の解消
(乾田地帯は大豆等、湿田地帯は米粉用・飼料用米)

- ・ 単収の向上

- ・ 稲作農家は、水田において、米だけではなく、麦、大豆等の転作作物を作付
- ・ 一方、畑においても、麦、大豆等が作付けられているが、畑の作付拡大の余地があまりないのが実情
- ・ 水田をターゲットに、麦、大豆、米粉用・飼料用米の作付拡大を図ることが自給率向上のカギ

米のモデル事業と、麦、大豆等の自給率向上事業をセットで実施する必要

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上

米のモデル事業

2つの事業をセット
で実施する必要

自給率向上事業

米の需給調整は米への支援で確保

これまで

- 米の需給調整を麦・大豆等への支援により確保

結果

需給調整参加農家の努力により米価を維持。
⇒非参加者にメリット

これから

- 米の需給調整は米への支援で確保

効果

参加農家だけがメリットを受ける。
⇒不公平感が解消

水田を余すことなく活用して食料自給率を向上

麦



- 水田裏作の拡大
- 単収の向上
- パン用等の新品種開発

大豆



- 作付拡大
- 単収の向上

米粉用米
飼料用米



- 作付の誘導
(調整水田等)
- 単収の向上

戸別所得補償モデル対策の骨子

戸別所得補償モデル対策の骨子 (未定稿)

1 趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の崩壊など危機的な状況にある。このため、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする必要がある。

23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、22年度に戸別所得補償モデル対策を実施する。

2 水田利活用自給力向上事業

(1) 対象農業者

捨てづくり防止の要件（実需者と出荷契約を取り交わすこと等（(5)の③））を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農とする。

(2) 交付単価

① 戦略作物

作物名	交付単価
麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆（黒大豆含む）、飼料作物	35,000円/10a
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲）	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

② その他作物

10,000円/10a

③ 二毛作助成

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。

15,000円/10a

(注1) 平成22年産は、水田経営所得安定対策が実施されるので、麦・大豆については、上記の交付単価に加えて、生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）が支払われる。

(注2) バイオ燃料用米は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づき生産され、バイオ燃料製造業者に引き渡される米を対象とする。

(3) 交付単価の扱い

① 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。

② その他作物

地域の実態を踏まえ、都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

(注) 戦略作物及びその他作物の交付単価の考え方については、別紙1「水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方」を参照。

③ 二毛作助成

ア 交付対象

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士を組み合わせる場合のみ対象となる。(野菜等のその他作物を組み合わせた二毛作は交付対象外)

イ 作付パターン

(注) 別紙2「二毛作助成の対象となる作付パターン」を参照。

(4) 激変緩和措置

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、激変緩和措置を講ずる。

(注) 別紙3「激変緩和措置の考え方」を参照。

(5) 主な要件等

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地は交付対象外とする。

② 麦・大豆から転換する新規需要米の扱い

水田経営所得安定対策の固定払が交付されている農業者が、麦・大豆から新規需要米へ転換する場合は、麦・大豆の作付転換分に相当する水田経営所得安定対策の固定払の交付申請を行わないことを要件として、新規需要米の助成対象とする。

③ 捨てづくりを防止するための要件

ア 麦、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米

- ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約を含む）
- ・ 収穫を行うこと
- イ 大豆、加工用米
 - ・ 実需者と出荷販売契約を取り交わし保存すること（実需者と出荷販売契約を取り交わした集荷業者との出荷契約、実需者団体と集荷業者団体との供給計画に基づく計画的出荷を含む）
 - ・ 収穫を行うこと
- ウ 飼料作物、WCS用稲
 - ・ 畜産農家と利用供給協定を取り交わし保存すること
 - ・ 収穫を行うこと
- エ そば、なたね
 - ・ 収穫を行うこと
- オ その他作物
 - ・ 収穫を行うこと（収穫・販売を目的とする作物）、又は、
 - ・ 通常管理等を行っていること（地力増進作物等）

（注）収穫を行ったこと、通常管理等を行ったことは、作業日誌等により確認する。

3 米戸別所得補償モデル事業

（1）対象農業者

米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農とする。

① 「販売農家」について

水稻共済加入者であれば、販売農家とみなす。水稻共済未加入者であっても、前年度の出荷・販売先との契約状況の申告があれば対象とする。

② 「集落営農」について

規約及び代表者を定めて、米の生産・販売について共同販売経理をしているものを対象とする。なお、集落営農は、交付申請の際に構成農家名簿を提出する。

③ 「生産数量目標に即した生産を行うこと」について

米の生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作付を行っていることとする。なお、確認は面積により行う。

（注）生産数量目標の換算面積は、都道府県・地域・農業者間の調整が行われ確定された生産数量目標を地域単収で換算した面積である。

（2）交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10aを控除して算定する。

なお、酒造好適米、種子用米については、自家消費に回らないことが確実と見込まれることから、10 a 控除の対象とはしない。

(注) 新規需要米、加工用米については、生産数量目標の外数として扱われるものであることから、主食用米の作付面積にカウントしない。

(3) 交付単価

① 定額部分の交付単価

全国一律単価とし、当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付する。

交付単価 15,000円/10 a

(参考) 交付単価の算定方法

a	標準的な生産に要する費用	13,703円/60kg
b	標準的な販売価格	11,978円/60kg
c	差引 (a - b)	1,725円/60kg
d	交付単価 (c × 530kg/10 a ÷ 60kg)	15,238円/10 a ≒15,000円/10 a

(注) 標準的な生産に要する費用は、米の生産費統計 (全国平均) における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年 (平成14年産から20年産) 中庸5年の平均により算定した。

標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年 (平成18年産から20年産) の平均から流通経費等を除いて算定した。

② 変動部分の交付単価

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額を交付する。

(注) 当年産米の販売価格については、当年産の出回りから1月までの全銘柄平均の相対取引価格を使用する。

(4) 留意事項

① 調整水田等の不作付地の扱い

調整水田等の不作付地により生産数量目標を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番、面積を明らかにした上で、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村に提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の対象とする。

なお、モデル事業の実施期間に、市町村、地域協議会、地方農政事務所等が地域の不作付地を把握し、本格実施以後は、地域を上げて、不作付地の改善に取り組むこととする。

② 集落営農から脱退する場合の扱い

集落営農の構成農家が単独で交付金を受けようとする場合には、集落営農か

ら脱退することについて同意が得られていることを確認できる書類（総会の議事録、代表者の同意書等）を国（農政事務所等）に提出する。

4 モデル対策の加入申請・交付手続等

（１）加入申請

本対策の交付金を受けようとする農業者は、当年6月末までに、地方農政事務所に対して加入申請を行うこととする。その際、市町村又は地域水田農業推進協議会等を通じて申請することができる。

（２）交付申請・交付金の支払い時期

- ① 本対策の交付金は、国が農業者からの交付申請を受け、農業者が指定した口座に直接支払う。
- ② 予め交付単価が決まっている米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付金及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、当年の10月頃から交付申請を受け付けて、早ければ年内から交付金が受けられるようにする。
- ③ また、米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付金については、本事業の定額部分の交付金と同時に交付申請を受け付け、年度内に交付金を受けられる仕組みとする。

5 推進体制

（１）推進体制の整備

戸別所得補償制度の趣旨、モデル対策の内容等の周知等をはじめ、モデル対策の交付金の申請手続等を円滑に進めるため、国と都道府県・市町村とが連携を密にし、水田農業推進協議会の機能も活用しながら、（２）に示す関係機関の役割分担に基づき、都道府県段階と地域段階が連携した取組を進めることとする。

（注）別紙4「戸別所得補償制度モデル対策の推進体制（イメージ）」及び別紙5「戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール（イメージ）」を参照。

（２）関係機関の役割分担

① 都道府県

ア 都道府県水田農業推進協議会の意見を聞いて、市町村ごとの生産数量目標の配分ルールを策定し、市町村ごとに配分

イ 関係機関と連携し、地域に対して戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知

ウ 水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定等

- ② 都道府県水田農業推進協議会
 - ア 市町村ごとの生産数量目標の配分ルールについて、都道府県に対して意見具申
 - イ 地域協議会が設定した生産数量目標の配分状況の取りまとめ
 - ウ 都道府県と連携して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容を周知
 - エ 都道府県が行う、水田利活用自給力向上事業におけるその他作物の選定とその単価の設定に関して意見具申
- 等
- ③ 市町村又は地域水田農業推進協議会
 - ア 市町村が提供する地域の生産数量目標を基に、地域水田農業推進協議会（地域協議会）が農業者等ごとの生産数量目標（換算面積）の配分ルールを決定し、農業者等に対して生産数量目標（換算面積）を通知
 - イ 農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知
 - ウ 地方農政事務所と連携して、モデル対策に係る農業者等の申請手続の支援、米の生産数量目標の達成、対象作物の作付面積の確認、水田情報システムへのデータ入力等
 - エ 農業者等ごとの水田情報（水田台帳）の整備
- 等
- ④ 地方農政局・農政事務所
 - ア 都道府県、市町村等関係機関、農業者等に対して、戸別所得補償制度、モデル対策の内容等を周知
 - イ 市町村又は地域協議会と連携して、農業者等の加入申請・交付申請の受付
 - ウ 交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力
 - エ アダムス入力、交付金の支払い
- 等

(注) 平成23年度からの本格実施の際には、生産数量目標の設定方法等と併せて新たな制度に対応した実施体制を検討していくこととする。

6 その他の関連事項

(1) 推進に要する経費

戸別所得補償制度の周知、モデル対策の要件確認等の推進に必要な経費については、都道府県又は都道府県水田農業推進協議会を事業主体とする戸別所得補償制度導入推進事業により補助する。

(2) 本対策の交付金の税制上の扱い

米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業の交付金については、農業経営基盤強化準備金の対象とする。

(3) 米戸別所得補償モデル事業の交付金と水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の交付金との調整

平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、米戸別所得補償モデル事業において変動部分の補てんが行われ、収入減少影響緩和対策でも米について補てんが行われる場合には、両制度の補てんの内容が重複しないよう調整する必要がある。

このため、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除することとする。

(4) 集荷円滑化対策の扱い

集荷円滑化対策は、豊作により生じる過剰米が、米価の下落を招き農業経営に悪影響を及ぼすことを防ぐことを目的とするものである。米戸別所得補償モデル事業においては、米の需給状況に応じて市場で価格が形成され、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して所得補償がなされるため、豊作過剰による農業経営への悪影響は防ぐことができる。

このため、平成22年度は、集荷円滑化対策は実施しないこととし、同対策に係る生産者抛出も行わないこととする。

なお、平成23年度以降の取扱いについては、平成16・17年に過剰米対策資金に受け入れた生産者抛出金の取扱いを含め、戸別所得補償制度の本格実施と併せ、今後検討する。

(5) 新規需要米・加工用米の横流れ防止について

新規需要米・加工用米については、その定められた用途に適切に供されることが不可欠である。

新規需要米・加工用米の取組状況については、面積ベースで把握することとするが、それが困難な時には、その出荷売渡数量を把握し、当年の地域単収を用いて換算する等により確認する。

また、次のような措置を講じることにより、横流れ防止の徹底を図る。

- ① 食糧法に基づき、新規需要米等の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備したところである。
- ② 米トresa法に基づき、新規需要米等の譲受け、譲渡し時の記録を義務付ける。
なお、平成22年10月の米トresa法施行以前においても、関係者に対して周知、徹底を図るなどの取組を行う。
- ③ 食糧法に基づく立入検査を行い、違反者に対しては勧告・命令を実施する。

水田利活用自給力向上事業の交付単価の考え方

(1) 戦略作物

作付面積に応じて統一単価で交付する。ただし、激変緩和措置として、麦・大豆・飼料作物の交付総額の範囲内で、飼料作物の単価を減じて麦・大豆の単価を上乗せすることを可能とする。

(2) その他作物

野菜、花き、地力増進作物等、地域によって振興作物が様々であることから、地域の実態を踏まえ、対象作物及び単価を設定できる仕組みとする。

ア 設定主体

都道府県又は都道府県協議会が、国と協議の上、対象作物及び単価を設定する。

イ 対象作物

戦略作物以外の作物を基本とし、都道府県内で一律に対象作物を設定する。なお、必要に応じ、新規需要米を除く戦略作物への加算を行うことも可能とする。

ウ 単価設定

都道府県内で一律の単価とし、「対象作物の面積×10,000円/10a」の範囲内で交付単価を設定する（交付単価の増減により10,000円/10a以上の単価設定も可能）。この場合の対象作物の面積は、直近の交付面積を基に見込む。

エ 単価の減額調整

計画よりも実際の取組が拡大した場合は、交付金額の範囲内に収まるよう、単価を減額して農業者に交付する。その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \frac{\text{22年度の交付面積} \times 10,000\text{円} / 10\text{a}}{\text{(22年度の作物ごとの交付面積} \times \text{作物ごとの単価) の合計}}$$

二毛作助成の対象となる作付パターン

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
・ 主食用米	＋ 麦	(米モデル事業)	＋ 1.5万円
・ 大豆	＋ 麦	3.5万円	＋ 1.5万円
・ 大豆	＋ 野菜	3.5万円	－
・ 麦	＋ そば	3.5万円	＋ 1.5万円
・ 麦	＋ 野菜	3.5万円	－
・ 米粉・飼料用米	＋ 麦	8万円	＋ 1.5万円
・ 米粉・飼料用米	＋ 野菜	8万円	－
・ 野菜	＋ 野菜	1万円程度	－
		(地域単価)	

注1：二期作の助成額

二期作は、気象条件等地域の特性から、1年のうちに米の生産が2回行えることであり、水田の高度利用を行うという点で二毛作と同じ効果。

このため、例えば、二期作で米粉・飼料用米の生産を行う場合の助成額は次のとおり。

一期目作物	二期目作物	基本助成	二毛作助成
・ 米粉・飼料用米	＋ 米粉・飼料用米	8万円	＋ 1.5万円

注2：稲作→麦→大豆・そばの二年三作の場合

稲作→麦→大豆・そばの二年三作については、稲作を当年産、麦＋大豆・そばを翌年産としてカウント（収穫年で整理）することとし、その助成額は次のとおり。

作付のパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基本助成	二毛作助成
(当年産) 主食用米	－	(米モデル事業)	
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円

(当年産) 米粉・飼料用米	－	8万円	
(翌年産) 麦	＋ 大豆	3.5万円	＋ 1.5万円

激変緩和措置の考え方

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、以下の(1)、(2)の措置を講ずる。

(1) 単価設定の弾力的運用等

ア その他作物助成を活用した単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、その他作物助成(10,000円/10a)を活用し、新規需要米を除く戦略作物への加算を行う。

イ 麦・大豆・飼料作物(35,000円/10aグループ)間での単価調整

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、麦・大豆・飼料作物の総交付見込額の範囲で、これまで単価の低かった飼料作物の単価を減じて、麦・大豆の単価を上乗せする。

ウ 二毛作助成による激変緩和効果

主食用米と戦略作物又は戦略作物同士による二毛作への支援を行うことにより、二毛作可能地域の激変緩和が図られる。

(2) 激変緩和調整枠の設定

(1)の取組を行っても、なお、交付額の減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の激変緩和調整枠を設定する。

ア 都道府県配分

データが整理されている平成20年度の交付金活用実績等を考慮し、平成22年度の交付推計額が減少する都道府県を対象として、その減少分に応じて調整枠を配分する。

その際、都道府県別の、(1)のイ及びウ(=麦・大豆・飼料作物間での単価調整及び二毛作助成)による効果を勘案し、配分上の考慮を行う。

ただし、(1)のイとウの効果により配分額がゼロになる県もあることから、各県ともに最低限の配分がなされるよう調整する。

イ 調整枠の運用

都道府県又は都道府県協議会は、国と協議の上、配分された調整枠を活用し、これまでに確立されてきた産地の生産体制を維持するための激変緩和の支援として、単価変動の大きい作物への加算措置を講ずる。

この場合、都道府県段階から地域協議会段階に対し、調整枠を配分し、地域協議会段階において加算措置の内容を設定することも可能。

《加算措置の具体例》

- ・集落営農や生産組織等に対する加算
- ・ほ場の団地化やブロックローテーションに対する加算
- ・産地確立に向けた一元集出荷に対する加算 等

(3) 単価の減額調整

(1) のア及びイ並びに(2)において、計画時点よりも取組面積が拡大し、所要額が調整枠等を超過する場合には、調整枠等の範囲内に収まるよう、単価を減額調整する。

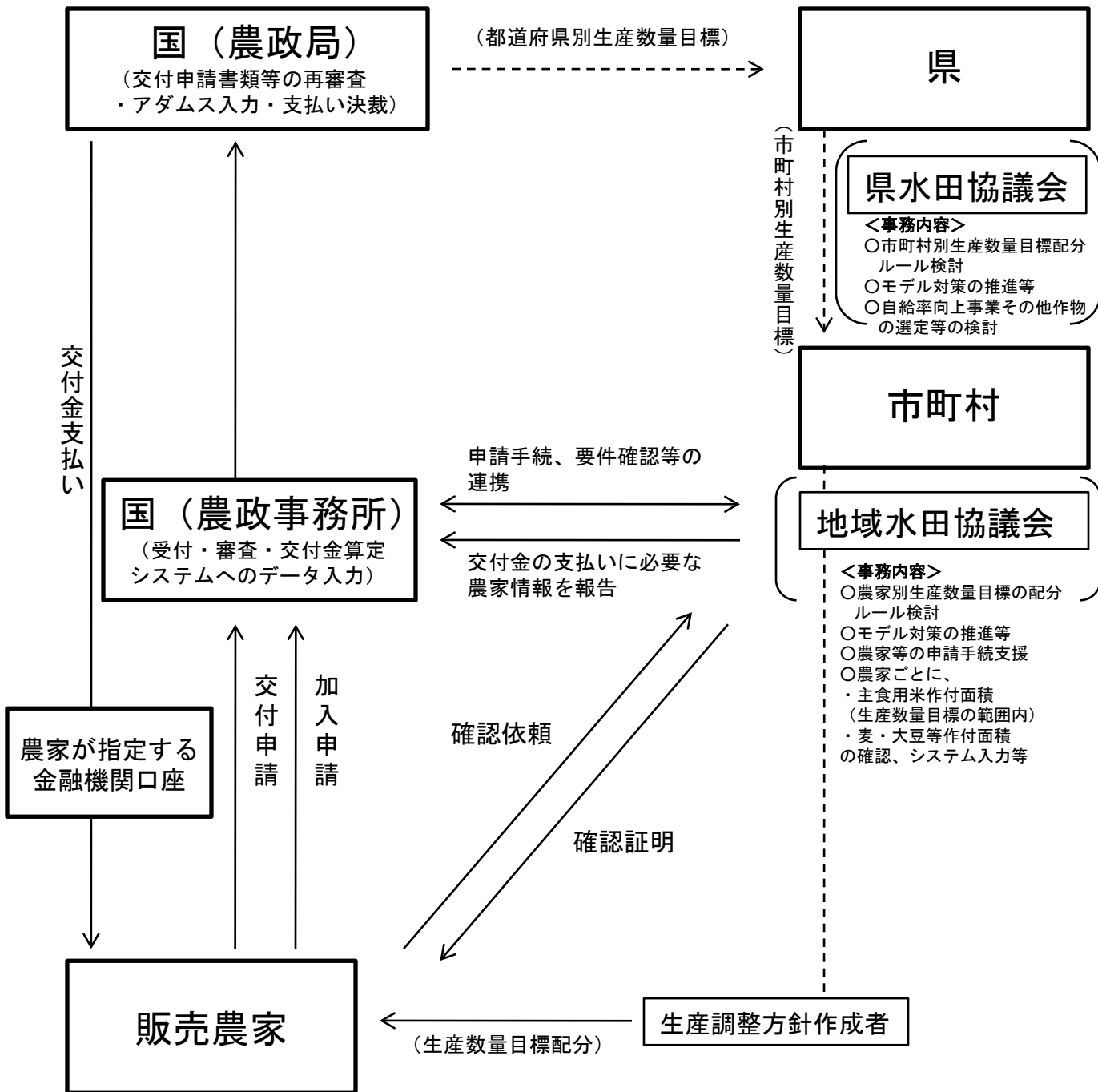
その際、次の係数を用いて、一律的に単価を減額する。

$$\text{単価調整係数} = \text{調整枠等} / (\text{作物取組ごとの平成22年度の交付面積} \times \text{単価}) \text{の合計}$$

(注) 市町村段階での激変緩和調整枠の交付額の扱い

市町村又は地域協議会段階で加算措置を講じる場合、農業者ごとの交付額については、市町村又は地域協議会が算定した結果を、都道府県又は都道府県協議会を通じて国（地方農政局・農政事務所）に提供する。

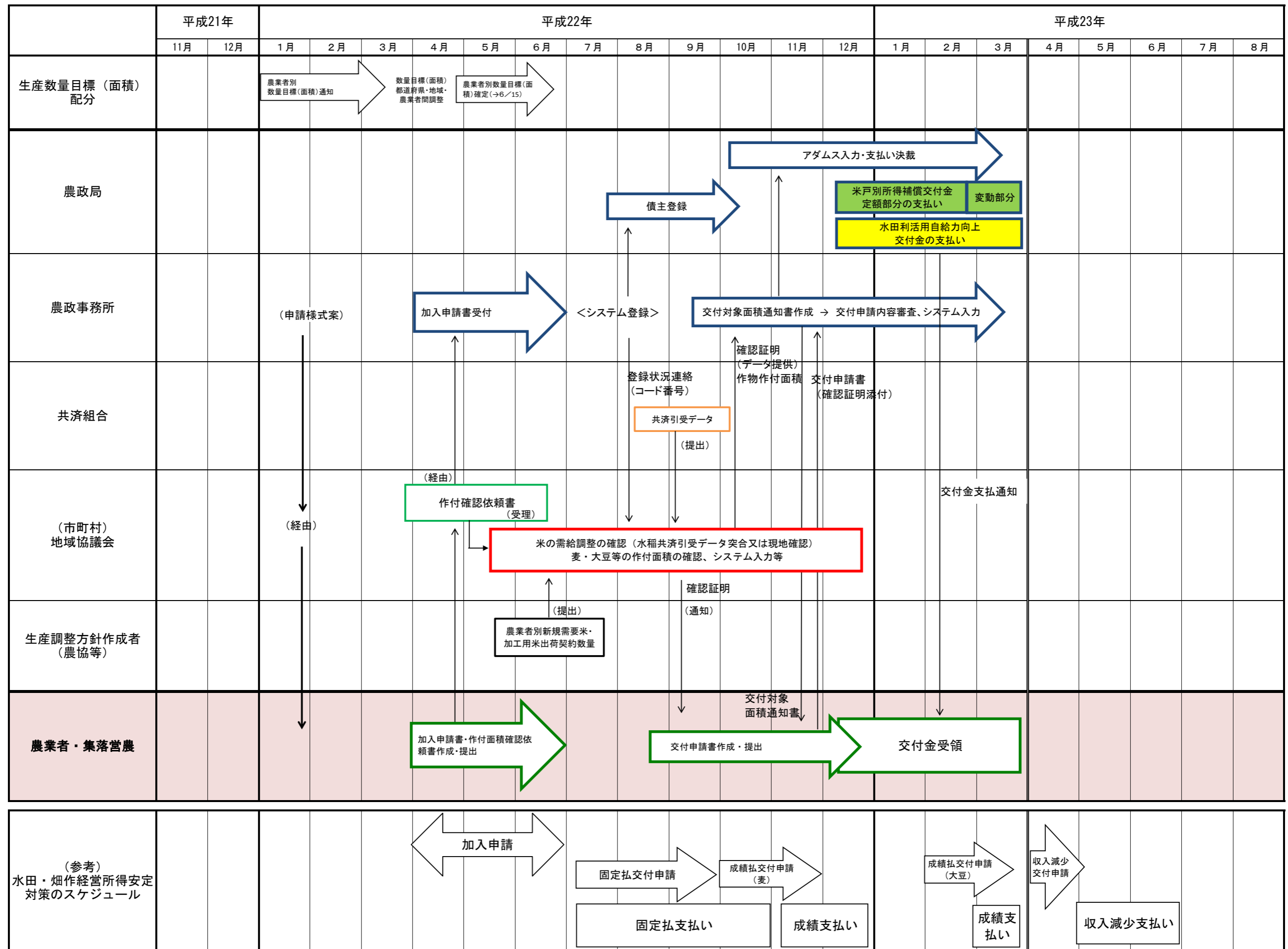
戸別所得補償制度モデル対策の推進体制 (イメージ)



<交付申請内容 (イメージ)>

- 米戸別所得補償モデル事業 (米のモデル事業)
 - ・ 主食用米作付面積、確認証明その他必要な書類
- 水田利活用自給力向上事業 (自給率向上事業)
 - ・ 麦・大豆等の作付面積、確認証明その他必要な書類

戸別所得補償制度に関するモデル対策の現場実務スケジュール(イメージ)



モデル対策に関する論点について

モデル対策に関する論点について

- 論点① 米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき
- 論点② なぜ余っている米に所得補償するのか
- 論点③ なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか
- 論点④ モデル事業なので地域限定で行うべき
- 論点⑤ 構造改革に資するものとすべき
- 論点⑥ なぜサラリーマン農家に所得補償するのか
- 論点⑦ 農家負担や地方負担を導入すべき

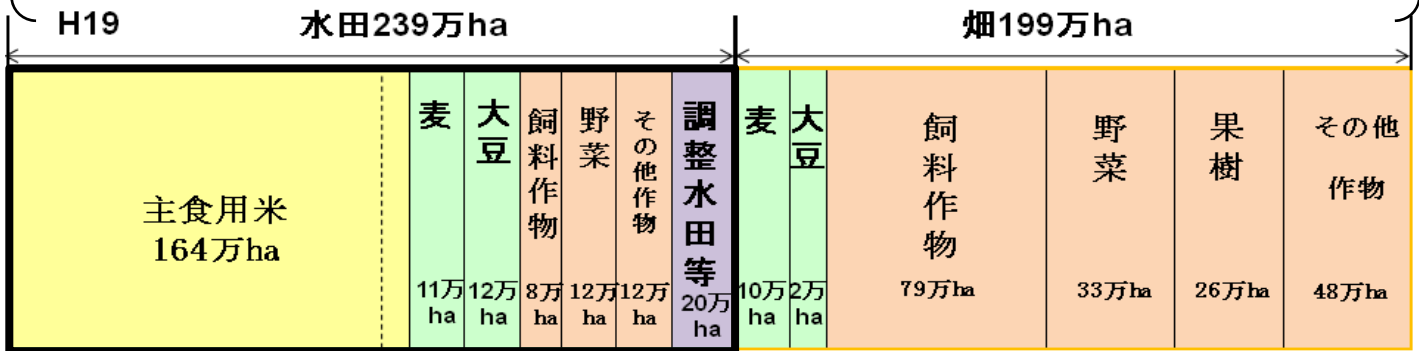
平成 2 1 年 1 2 月

農林水産省

論点①

自給率をアップさせるためには、米ではなく、麦、大豆でモデル事業を行うべき

稲作農家は米だけではなく、麦や大豆などの転作作物を水田に作付（米は全国平均で約4割の転作）。一方、畑にも麦、大豆が作付けられているが、畑は作付拡大の余地があまりない。



裏作麦約5万ha

水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付の拡大を図ることが自給率向上のカギ。

- ①米の需給調整を効率的に進めつつ
- ②麦について二毛作を飛躍的に拡大
- ③水田作の麦・大豆の単収を向上
- ④不作付水田で飼料用・米粉用米の生産を定着

自給率向上の要は、麦、大豆とセットで米に支援を行い、「水田農業の担い手」の経営安定を通じて、水田を生き生きと活用して転作作物の増産を図ること

論点②

なぜ余っている米に所得補償するのか

生産数量目標に従って米の作付を行う農家に対して、その数量の範囲で支払う仕組み。

余っている米には支払われない

稲作の担い手の所得も10年間で4割以上減少 → 稲作農家の経営継続が困難になりつつある。

担い手層の所得の推移(稲作3ha以上)

	平成9年	平成14年	平成19年	増減率(%) (9-19)
米価(農家手取り)	15,717	14,171	12,075	▲23.2%
経営費	8,483	8,016	7,822	▲7.8%
所得(米価-経営費)	7,234	6,155	4,253	▲41.2%

注:米価(農家手取り)は、それぞれの年産のコメ価格センターの平均価格から、相対価格との差額1000円と流通コスト2000円を引いたもの。

定額部分の助成を行うことにより、担い手の経営安定を図り、将来の構造改革を誘引する

担い手の高齢化の状況を踏まえれば、5~10年後には、担い手が急激に減少。その時になって対策を講じても間に合わない。

論点③

なぜ、モデル事業で「米」を対象とするのか

23年度からは、本格実施することが前提

その中で、

- ①価格やコストのデータがある、
- ②コスト割れが恒常的、
- ③コスト割れを補う支援がない

といった条件を満たすのは、「米」のみ



米でスムーズに実施できれば、
他の品目の追加への道が開ける

生産コストのデータがない品目：そば、なたね、水産など
コスト割れを補う支援策のある品目：麦・大豆等の畑作品目、
加工原料乳、肉用牛など

論点④

モデル事業なので地域限定で行うべき

米は、

- ① 全国の農家が、需給調整に取り組んでおり、
- ② 各地で、生産コストや販売価格が異なる。

↓

特定の地域だけでは、制度が適切に機能するかを検証できない。

↓

全国を対象とすることが必要

仮に地域限定でモデル事業を行うと・・・

- ① 交付金を受け取れる農家と、受け取れない農家の間で、**不公平**が生じる。
- ② これにより、需給調整が緩めば、**別の財政支出**を強いられる。
- ③ 地域別の単価にすべきとの声が高まり、**全国一律単価の導入が不可能**になる。

論点⑤

構造改革に資するものとすべき

全国一律の単価

- ①規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、
- ②販売価格を高める努力を行った地域ほど、
所得が増える仕組み



構造改革のインセンティブが働く



一定水準まで所得を補償する 「岩盤」の導入

- ① 担い手にとって、収入額の見通しが立つようになることで、規模拡大に取り組める環境ができる。
- ② サラリーマン農家の中からも、意欲を持って水田農業に取り組む者が出現することが期待できる。

論点⑥

なぜサラリーマン農家に 所得補償するのか

米の生産の大宗は、主業農家以外(サラリーマン農家と高齢農家)が担う状況

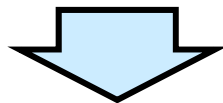
	主業農家 38%	準主業農家 24%	副業的農家 38%	
米				
野菜	82%		8%	9%
酪農	95%		2	3

※準主業農家:農外所得が主で、年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいる農家

※副業的農家:年間60日以上農業に従事する65歳未満の者がいない農家

農業を主とする担い手のいない水田集落が全体の過半を占める

北海道14%、東北23%、関東42%、北陸47%、
東海67%、近畿63%、中国四国68%、九州57%



- 1 サラリーマン農家も、食料供給と多面的機能の維持に貢献。
- 2 担い手を一気に出現させるのは無理。サラリーマン農家を後押しして、担い手を育てていくのが現実的。
- 3 サラリーマン農家を需給調整に取り込む必要。

論点⑦

農家負担や地方負担を導入すべき

<農家負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② コスト割れを補償する措置

〔コストのうち家族労働費は8割を算入し、残り2割分は農家の自助努力を期待。〕



農家の負担を求めることは適当でない。

<地方負担>

モデル事業は、

- ① 自給率向上のための国家的な取組
- ② 国から直接、農業者に支払う方式



地方負担を求める理由が乏しい。

さらには、**地方財政も苦しい中で、地方の理解を到底得られない。**

米の生産数量目標関係

平成22年産米の都道府県別の生産数量目標(需要量に関する情報)

(単位:トン、ha)

都道府県	生産数量目標	面積換算値	都道府県	生産数量目標	面積換算値
北海道	604,510	112,990	滋賀	174,460	33,680
青森	267,300	46,090	京都	80,720	15,800
岩手	295,240	55,390	大阪	28,000	5,680
宮城	382,210	72,120	兵庫	193,010	38,300
秋田	461,870	80,610	奈良	43,630	8,500
山形	381,170	64,170	和歌山	37,130	7,530
福島	365,020	67,970	鳥取	72,360	14,080
茨城	355,390	68,340	島根	98,000	19,250
栃木	321,790	59,700	岡山	167,230	31,790
群馬	83,250	16,850	広島	138,090	26,400
埼玉	161,280	32,710	山口	121,630	24,130
千葉	262,150	49,180	徳島	60,880	12,840
東京	930	230	香川	76,490	15,330
神奈川	14,940	3,060	愛媛	79,680	16,000
新潟	557,830	103,490	高知	52,070	11,340
富山	206,730	38,640	福岡	197,350	39,550
石川	132,430	25,520	佐賀	152,220	28,880
福井	136,060	26,320	長崎	67,120	14,160
山梨	28,750	5,260	熊本	207,080	40,210
長野	205,900	33,050	大分	126,910	25,230
岐阜	122,770	25,160	宮崎	102,940	20,880
静岡	87,390	16,770	鹿児島	120,360	25,130
愛知	144,250	28,450	沖縄	3,210	1,040
三重	150,260	30,050	全国計	813万トン	154万ha

22年産米の都道府県別の生産数量目標(21年産米との比較)

	21年産米の 生産数量目標		22年産米の 生産数量目標		前年産との差	
	トン	面積換算値	トン	面積換算値	トン	増減率
		ha		ha		%
北海道	605,720	113,430	604,510	112,990	▲ 1,210	▲ 0.2
青森	266,780	46,000	267,300	46,090	520	0.2
岩手	295,830	55,500	295,240	55,390	▲ 590	▲ 0.2
宮城	382,980	72,260	382,210	72,120	▲ 770	▲ 0.2
秋田	467,160	81,530	461,870	80,610	▲ 5,290	▲ 1.1
山形	381,930	64,300	381,170	64,170	▲ 760	▲ 0.2
福島	365,000	67,970	365,020	67,970	20	0.0
茨城	355,040	68,280	355,390	68,340	350	0.1
栃木	321,240	59,600	321,790	59,700	550	0.2
群馬	83,160	16,830	83,250	16,850	90	0.1
埼玉	161,140	32,550	161,280	32,710	140	0.1
千葉	262,030	49,350	262,150	49,180	120	0.0
東京	930	230	930	230	0	0.0
神奈川	14,930	3,070	14,940	3,060	10	0.1
新潟	570,000	105,750	557,830	103,490	▲ 12,170	▲ 2.1
富山	207,140	38,720	206,730	38,640	▲ 410	▲ 0.2
石川	132,700	25,670	132,430	25,520	▲ 270	▲ 0.2
福井	136,330	26,370	136,060	26,320	▲ 270	▲ 0.2
山梨	28,620	5,230	28,750	5,260	130	0.5
長野	206,840	33,200	205,900	33,050	▲ 940	▲ 0.5
岐阜	121,770	24,950	122,770	25,160	1,000	0.8
静岡	87,310	16,690	87,390	16,770	80	0.1
愛知	144,140	28,430	144,250	28,450	110	0.1
三重	150,020	30,000	150,260	30,050	240	0.2
滋賀	174,810	33,750	174,460	33,680	▲ 350	▲ 0.2
京都	80,880	15,830	80,720	15,800	▲ 160	▲ 0.2
大阪	27,970	5,670	28,000	5,680	30	0.1
兵庫	193,400	38,370	193,010	38,300	▲ 390	▲ 0.2
奈良	43,570	8,490	43,630	8,500	60	0.1
和歌山	36,830	7,470	37,130	7,530	300	0.8
鳥取	72,510	14,030	72,360	14,080	▲ 150	▲ 0.2
島根	98,050	19,260	98,000	19,250	▲ 50	▲ 0.1
岡山	167,000	31,750	167,230	31,790	230	0.1
広島	138,370	26,460	138,090	26,400	▲ 280	▲ 0.2
山口	121,870	24,180	121,630	24,130	▲ 240	▲ 0.2
徳島	60,840	12,840	60,880	12,840	40	0.1
香川	76,640	15,360	76,490	15,330	▲ 150	▲ 0.2
愛媛	79,840	16,030	79,680	16,000	▲ 160	▲ 0.2
高知	51,980	11,320	52,070	11,340	90	0.2
福岡	197,260	39,530	197,350	39,550	90	0.0
佐賀	152,530	28,890	152,220	28,880	▲ 310	▲ 0.2
長崎	66,340	14,000	67,120	14,160	780	1.2
熊本	206,460	40,090	207,080	40,210	620	0.3
大分	127,160	25,280	126,910	25,230	▲ 250	▲ 0.2
宮崎	103,150	20,920	102,940	20,880	▲ 210	▲ 0.2
鹿児島	120,600	25,180	120,360	25,130	▲ 240	▲ 0.2
沖縄	3,220	1,040	3,210	1,040	▲ 10	▲ 0.3

注:21年産米の生産数量目標は、都道府県間調整前の数値。

生産数量目標の配分に当たって留意していただきたいこと

22 年産米の生産数量目標は、現在検討中の米戸別所得補償モデル事業による交付金の交付要件となるものであることから、補助金の適確な執行の確保の観点からも、従来以上に公平・公正、透明性のある手続によることが必要。また、需給調整の適確な推進に資するものとなるよう適切な運用が必要。については、以下の点に御留意の上、円滑な推進に当たっていただきたい。

- 1 都道府県レベル、市町村レベルにおいて、配分ルールを公表する。
- 2 今回のモデル事業の実施に当たっては、ペナルティ的措置は廃止するのが原則との考え。
したがって、すべての米生産農業者に適切に配分する。
具体的には、
 - ① 米モデル事業の交付金が交付されない農業者にも適切に数量目標を配分する。
 - ◎ 不適切な事例
 - ・ 米モデル事業の対象とならない 10 a 未満の農業者には数量目標を配分せず、その数量を交付対象農業者に上乗せする。
 - ・ 米モデル事業に参加しないことを明言している農業者には数量目標の配分を行わない、又は著しく少ない数量目標しか配分を行わず、そこで生じた余剰分を交付対象農業者に上乗せする。
 - ② これまで需給調整に参加していなかったが今後参加しようとする農業者への配分については、これまで需給調整に参加してきた農業者との間で合理的な理由のない差別的取扱いがなされてはならない。
その際に一方で、今まで需給調整に参加してきた農業者が逆に大きな不利益を被らないようにも配慮することが必要。
したがって、生産数量目標の配分に当たって、従来から需給調整に参加されてきた農業者、参加してこなかった農業者、双方にとって、できるだけ納得感のあるものとするため、地域において、場合によっては県レベルまで広げて工夫をすることが重要。
- 3 地域協議会がない地域においては、行政、生産者団体等関係者が連携して配分する。

戸別所得補償制度に関する地方窓口
(お問い合わせ先)

	担当窓口	連絡先
本 省	大臣官房戸別所得補償制度推進チーム	03-6744-1850
北 海 道	北海道農政事務所 戸別所得補償制度推進チーム事務局	011-642-5469
東 北 (青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	東北農政局企画調整室	022-263-0564
関 東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・ 東京・神奈川・山梨・長野・静岡)	関東農政局生産経営流通部農産課	048-740-0409
北 陸 (新潟・富山・石川・福井)	北陸農政局生産経営流通部農産課	076-232-4302
東 海 (岐阜・愛知・三重)	東海農政局 戸別所得補償制度準備室	052-715-5191
近 畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・ 和歌山)	近畿農政局生産経営流通部農産課	075-414-9020
中国四国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口・ 徳島・香川・愛媛・高知)	中国四国農政局 戸別所得補償制度推進準備室	(代)086-224-4511 (内2801、2803) (時間外直通) 086-230-4256
九 州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・ 宮崎・鹿児島)	九州農政局生産経営流通部農産課	096-353-7379
沖 縄	沖縄総合事務局農林水産部農畜産振興課	098-866-1653